

「来た KITA 学びあいフェスタ in オンライン」応援記念イベント運営業務委託

この仕様書は、北区（以下「発注者」という。）が委託する「来た KITA 学びあいフェスタ in オンライン」応援記念イベントの運営業務委託について、業務の内容を示すとともに、受注者が遵守しなければならない仕様を示す。

1 目的

2021年に延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の気運醸成を柱に、スポーツを軸とした北区の地域活性化を図るため、北区教育委員会主催で開催するイベント「来た KITA 学びあいフェスタ in オンライン」のプログラムの中の応援記念イベントとして実施する。なお、本イベントは、現状のコロナ禍であることに配慮し、オンラインによる映像配信で実施する。

2 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 業務概要

従来の開催方法であるオフラインイベント（対面型）は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施が困難なため、オンラインイベント（非対面型）に実施方法を変更し開催する。

（1）開催日

令和3年3月21日（日）

（2）開催時刻・時間

会場設営・撤去、視聴効果が高いと思われる時刻、時間（2時間程度）を発注者と協議の上、決める。

（3）会場

赤羽体育館サブアリーナ（32.7m×22m）

住所：北区志茂3-46-16

（4）実施方法

オンライン開催（会場からの配信）

4 業務内容

（1）オンラインイベントの企画・運営

- ①オンラインイベント全体の構成や演出等を企画すること。オンラインイベントは、第一部はトークショー、第二部は自宅でできるエクササイズや個別の競技・種目に特化した実演など内容を替えて、二部構成で実施すること。詳細については、

発注者と協議すること。

- ②オンラインイベントで使用する用具（ボールなど）は受注者が準備するものとする。
- ③会場の設営及び撤去は受注者が行うこと。施設の備品を有効活用し不足がある場合は、受注者が準備すること。
- ④ゲスト2名以上を手配すること。現役・引退を問わず、テレビ等のメディアで活躍している著名なアスリートとすること。また、第一部・二部のどちらにも出演することを原則とする。ゲストが会場に来ることを原則とするが、やむを得ない事情で会場に来ることができない場合は、事前に発注者と協議し、ゲストを選定すること。ただし、1名以上は会場に来ることを前提とする。
- ⑤MC1名以上を手配すること。ゲストの特徴を把握しイベントを進行し、配信トラブル等の不測の事態が発生した場合、その場を繋ぐための柔軟な対応ができること。
- ⑥ゲストと視聴者がオンライン上で交流できるようなしくみを提案し実施すること。その際、発注者と協議をして決めること。
- ⑦トラブル発生時に対応できる人員体制にすること。1人が複数業務を兼任しないようにするなど各業務が円滑に遂行できるよう専属のスタッフを配置すること。
- ⑧企画内容が実施可能か、撮影・配信などに必要な回線や通信環境が整っているかなど、事前に会場等の調査を実施すること。調査日時は発注者と協議すること。
- ⑨開催日前日にリハーサルを実施すること。リハーサルでは本番環境で必要な機材一式を準備し、テストを行うこと。また、冗長化構成についても確認すること。
- ⑩運営にあたって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底すること。ゲスト同士の距離を取ることや、フェースシールドやアクリル板などで飛沫対策をすること。

(2) 撮影・配信

- ①撮影、配信等に必要な機材一式を準備すること。また、トラブル等が発生した際にも、安定した撮影・配信環境を整えるため、冗長化構成にすること。
- ②撮影はビデオカメラを使用する。固定式・移動式のカメラを配置すること。ビデオカメラの台数は、企画内容やゲストの人数によって、発注者と協議すること。
- ③音響機材は撮影・配信環境や企画内容に適した機材（マイク、音声ミキサー、レコーダーなど）を配置すること。また、ハウリング等の音響トラブルを回避するための対策を講じること。
- ④配信システムはトラブル等が発生した場合に備え冗長化構成にすること。
- ⑤配信はY o u T u b eで生配信を行うこと。配信用の特設サイトを構築すること。その際、告知に使用するためのURLやQRコードなどを、発注者に事前に提示すること。
- ⑥配信用の特設サイトは開催日の2週間前に公開すること。公開後は開始日までの

カウントダウンを画面に表示すること。

- ⑦イベント開催後も6か月程度は配信用の特設サイトにアクセス可能な状態にしておくこと。ただし、発注者からの要請により特設サイトを閉鎖することもある。
- ⑧第一部、第二部のイベント配信のほか、発注者が指定する地域団体の映像も配信すること。配信するタイミングは発注者と協議すること。

(3) 広報

- ①オンラインイベント周知用のチラシを発行すること。
A4サイズ(297mm×210mm)、コート紙90kg、両面4色カラー印刷、校正3回以上、数量20,000枚とする。仕分け方法については、発注者と協議すること。北とぴあ10階(北区王子1-11-1)及び北区役所滝野川分庁舎(北区滝野川2-52-10)に納品すること。
- ②視聴者を増やすための広報戦略を提案し実施すること。その際、発注者と協議をして決めること。

(4) 編集

- ①ゲストの権利関係(著作権・肖像権など)の関係から、イベント開催後にオンラインイベント全編を配信用の特設サイトに掲載することができない場合は、発注者と協議したうえで編集作業を行い、YouTubeに掲載すること。
- ②発注者が指定する地域団体の映像(約数十団体、各30秒程度)を編集し、当日のイベント時に配信すること。発注者から提供する映像はMP4形式とする。編集方法等は発注者と協議すること。
- ③東京2020大会公認プログラムで実施するイベントとする可能性がある。その場合、東京2020大会マーケティングパートナーに配慮した編集をすること。

(5) 納品物

- ①オンラインイベント全編の映像記録をDVDで納品すること。また、ゲストの著作権の関係から編集作業を行った場合は、編集後の映像もDVDで納品すること。
- ②イベント名等をスーパーで入れること。
- ③枚数は10枚とする。

5 権利関係

本業務における成果物の取扱いについて、本業務の履行に係る成果物(印刷物等)の所有権は全て発注者に帰属する。ただし、ゲストの権利関係(著作権・肖像権など)の取扱いは、発注者と協議すること。

6 留意事項

- (1) 受注者は、企画内容・進行手順等について、発注者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 受注者は、委託業務の遂行に必要な資料のうち、発注者が所持する資料の貸与を受けることができる。貸与された資料の取扱いには、十分注意を払い本業務終了後速やかに返還すること。
- (3) 受注者は、本業務を実施するにあたって、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (4) 受注者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (5) 設営撤去に際しては、施設設備を破損しないよう万全の注意を払うこと。撤去後は原状回復するものとする。また、搬入搬出時には通行人等に傷害を与え、工作物を破損しないよう安全確保に努めること。万が一破損事故等が発生した場合には受注者の責任において原状回復等すること。
- (6) イベント運営における資機材については、前日に搬入し、当日に搬出すること。使用可能な場所や時間等については、発注者と協議すること。
- (7) 東京2020大会公認プログラムで実施するイベントとする可能性がある。その場合、東京2020大会マーケティングパートナーに配慮すること。
- (8) 赤羽体育館は、不特定多数の往来が多い場所であることを十分理解・配慮し、運営に努めること。
- (9) 赤羽体育館は指定管理者制度を導入し運営している。当該指定管理者と良好な関係を築き、運営できるように努めること。
- (10) 本イベントは、北区教育委員会が開催する「来た KITA 学びあいフェスタ in オンライン」の一環であることから、良好な関係を築き、企画・調整や運営できるように努めること。

7 完了報告

業務終了後に所定の委託完了届を提出し、完了検査を受けること。

8 支払方法

検査完了後、請求書の提出を受けてから30日以内に一括で支払う。

9 その他

- (1) 別紙「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を順守すること。
- (2) 当該業務に関する法令（労働基準関係法令等）について順守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた事項については、受注者と協議の上、定めるものとする。

10 担当部課

地域振興部 東京オリンピック・パラリンピック担当課